

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は35万5,000円、同年12月25日は47万8,000円、19年7月28日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は35万5,000円、同年12月25日は47万8,000円、19年7月28日は29万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は14万4,000円、同年12月25日は21万9,000円、19年7月28日は12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は14万4,000円、同年12月25日は21万9,000円、19年7月28日は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は22万5,000円、同年12月25日は34万2,000円、19年7月28日は19万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は22万5,000円、同年12月25日は34万2,000円、19年7月28日は19万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は15万1,000円、同年12月25日は22万1,000円、19年7月28日は12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は15万1,000円、同年12月25日は22万1,000円、19年7月28日は12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は19万8,000円、同年12月25日は31万7,000円、19年7月28日は19万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は19万8,000円、同年12月25日は31万7,000円、19年7月28日は19万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は17万8,000円、同年12月25日は17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日

A社から平成18年8月25日及び同年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日及び同年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における

賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は17万8,000円、同年12月25日は17万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は20万1,000円、同年12月25日は14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日

A社から平成18年8月25日及び同年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日及び同年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における

賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は20万1,000円、同年12月25日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は13万5,000円、同年12月25日は23万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日

A社から平成18年8月25日及び同年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日及び同年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における

賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は13万5,000円、同年12月25日は23万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は11万8,000円、同年12月25日は23万6,000円、19年7月28日は11万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は11万8,000円、同年12月25日は23万6,000円、19年7月28日は11万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は2万6,000円、同年12月25日は22万4,000円、19年7月28日は16万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は2万6,000円、同年12月25日は22万4,000円、19年7月28日は16万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月25日は18万4,000円、19年7月28日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月25日
② 平成19年7月28日

A社から平成18年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月25日は18万4,000

円、19年7月28日は13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月25日は50万8,000円、19年7月28日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月25日
② 平成19年7月28日

A社から平成18年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月25日は50万8,000

円、19年7月28日は46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月25日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

A社から平成18年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月25日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月28日は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月28日

A社から平成19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月28日は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は2万8,000円、同年12月25日は1万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日

A社から平成18年8月25日及び同年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日及び同年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における

賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 8 月 25 日は 2 万 8,000 円、同年 12 月 25 日は 1 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は14万4,000円、同年12月25日は22万3,000円、19年7月28日は6万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年7月28日

A社から平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日、同年12月25日及び19年7月28日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主によ

り控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は14万4,000円、同年12月25日は22万3,000円、19年7月28日は6万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年8月25日は16万7,000円、同年12月25日は15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月25日
② 平成18年12月25日

A社から平成18年8月25日及び同年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気付き、平成21年11月6日及び22年12月3日に社会保険事務所等へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われない記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年8月25日及び同年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における

賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月25日は16万7,000円、同年12月25日は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月25日は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

A社から平成18年12月25日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため、厚生年金保険料として納付されていない状況にある。

A社では、誤りに気づき、平成21年11月6日に社会保険事務所へ当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、保険給付は行われぬ記録とされているので、当該保険給付が行われるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給料表から、申立人は、平成18年12月25日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が保管する給料表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月25日は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所等は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、私の兄から勧められたこと等を契機に、昭和 47 年 4 月に国民年金の加入手続を行うとともに、同月以降の分から、毎月、金融機関で納付書により国民年金保険料を現年度納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和 53 年 8 月 31 日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるところ、申立人は、保険料を遡って納付したことは無いと述べており、申立内容とは合致しない点が見受けられる。

また、申立人が提出した昭和 53 年度分の国民年金保険料納入通知書及び市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人には、前述の払出番号より先に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるものの、国民年金受付処理簿及び市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、当該払出番号は、申立人の国民年金被保険者資格取得の取消し（昭和 52 年 12 月 22 日）後、53 年 1 月 14 日に他者に払い出されていることが確認でき、当該払出番号の納付記録を見ても、申立期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は確認できず、申立人の納付記録が他者の納付記録に誤って記録された痕跡は見当たらない上、ほかに申立期間を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の合計は 72 か月と比較的長期間に及んでいる上、申立人

が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

私は、市町村役場の職員から、長女の保育園入園（又は二女の児童手当受給）には国民年金保険料の納付が要件である旨を説明されたことを契機に、毎月、私か私の妻が市町村役場の窓口で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市町村役場の職員から、長女の保育園入園（又は二女の児童手当受給）には国民年金保険料の納付が要件である旨を説明されたことを契機に、保険料の納付を開始したと主張しているが、市町村役場からは、以前から、年金手帳の提示及び国民年金保険料の納付実績はこれら行政サービスの受給要件とはされていないとの回答が得られており、申立内容とは合致しない点が見受けられる。

また、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料は市町村役場の窓口で納付していたと述べているところ、36 か月にわたり市町村役場が国民年金保険料の収納記録を誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 51 年 1 月まで

私は、事業所の退職（昭和 47 年 2 月）後、すぐに国民年金の加入手続を行うとともに、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和 51 年 4 月 12 日に払い出されたものと推認され、当該時点の頃において国民年金に加入したものと考えられる上、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人は、前述の払出時点において国民年金に任意加入（資格取得日は昭和 51 年 2 月 13 日）していることが確認でき、当該任意加入日以前に遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所、国民年金手帳の交付の有無及び保険料の納付金額等について記憶が明確でない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。